

さようなら 音楽・映像資料室

本庄久世 飯田信一

はじめに

音楽・映像資料室の目録概略
楽譜の著作権と図書館利用

はじめに

音楽・映像資料室の歴史は当館の旧赤坂離宮時代に始まった。旧赤坂離宮に仮寓していた「特殊資料室」が収集・保管していたレコードを引継ぎ、昭和36年11月の本庁舎第1期工事の完成に伴い「音楽資料室」として発足した。昭和38年5月からはレコード再生装置を設置して音盤の利用提供を開始し、昭和61年の機構改革の際に、非図書資料を中心として整理・提供する特別資料課のなかの一室として、音盤資料に加えて楽譜と映像資料を提供する「音楽・映像資料室」と改称した。そして、平成14年4月からは各種の最新の電子メディアを扱う電子資料課の一室として、名称はそのままに、楽譜を除く録音・映像資料を扱う室となる予定である。

昭和61年の「音楽・映像資料室」の発足以来、各種の電子メディアの出現により当室もさらなる変革をせまられている。筆者は共に長年にわたり同室の資料の整理と提供を担当し、本年3月末で定年退職となる。そこで、これまでの同室での業務を記録し、また、現在の問題点をまとめてみた。今後の問題解決の一助となれば幸いである。

音楽・映像資料室の目録概略

この資料室は、昭和24年以降発売されたレコードの収集と整理を行っていた時期を経て、昭和36年の開室当時には「音楽資料室」として、レコードの整理と提供を行ってきた。昭和61年の機構改革により室名が「音楽・映像資料室」

となり、あらたに映像資料と楽譜の整理および提供が加わった。

平成14年3月までの所蔵数は、録音資料約46万枚（SP約1万5000枚、LP約17万5000枚、EP約10万枚、CD約17万枚）、映像資料（LD、DVD、VHS）約8000枚（巻）、楽譜約1万5000冊となっている。

録音資料のうち、CDについては、平成10年7月から音楽・映像資料室内のパソコンを用いて、曲名、人名、タイトル、CD番号などの項目から検索ができるようになった。このシステムは、音楽出版社発行のCDデータベース「HY-SFY」（CD-ROM版）の書誌情報に当館の請求記号等の所蔵情報を結びつけたものである。このシステム導入以前に編成していたカード目録の分については遡及入力して、CDデータベースを一本化した。ただし、このCDデータベースには、いわゆるカラオケCDと（社）日本レコード協会加盟各社以外のところから発売されたCDは採録されていないのが難点である。

所蔵資料のうち大多数を占めるレコードはその検索ツールとして、現在でもカード目録を編成している。クラシック（ここでは西洋音楽をさす）については、「作曲者別カード目録」（同一作曲者の中は曲名順）、邦楽については、民謡、長唄、浪花節等をまとめて「邦楽件名カード目録」（排列は、曲名順）を編成している。それ以外のポップス、歌謡曲等の量が多いものは「レコード番号順カード目録」のみを編成している。

当館の検索手段となっているのはレコード番号である。この番号が不明の場合にはそれを調べるツールとして、レコード会社が独自に発行している年刊のレコード総目録（排列は各社ごとの分類の中をレコード番号順）や、その他のレコードインデックス類（例えば、「オリコン」のインデックスの「アーティスト編」「曲目編」）を使用する。レコード番号が確定できたら、当館作成の「レコード番号順カード目録」により所蔵の有無を確認する。

しかし、各レコード会社発行の年刊の総目録で調べるには、発売年やレコード会社名がはっきりしている場合は簡単であるが、ほとんどの場合は、レコード会社はおろか曲名もおぼろげである。そのため、多くの時間を要したうえ、該当するものを見出せないのが実情である。クラシック、邦楽等のように特定の分野に限るのではなく、全分野のレコードについて、直接、曲名、人名等から検索できるツールの作成が懸案となっている。

当室では平成14年4月の機構改革をひかえて目録を電子化し、カード目録の撤去を考えた。まず、データ構築のための入力を平成12年秋から開始した。レコード番号、タイトル、当館請求記号が記載してある「レコード番号順カード

目録」の書誌データを入力し、平成14年3月には入力作業が終了した。ただし、旧赤坂離宮時代から連続と作製されてきたカード目録について予備作業を行う時間が残されていなかったため、時期によって目録の記載に粗密があるカード目録をそのまま入力することとなった。目録の記載内容は、LPの場合には、タイトルのあるものはタイトルの、タイトルのないものは最初の一曲目の曲名、EPの場合には1～2曲の曲名の記載であり、欧文・邦文併記の曲名の場合には、欧文での目録記載が多い傾向が見られる。これは手書きするよりも作業能率のよい欧文タイプでの作業を優先させたものと思われる。今後の作業としては、校正リストを出力し、カード目録には記載がないタイトル、曲名、個人名等のそれぞれの読み仮名を付与しなければならない。これらのデータ整備は平成15年3月までに終了する予定である。

これにより、従来のレコード番号に加えて、タイトルと一部曲名からの検索が可能となる。しかし、最終的には利用者からの要求が多い特定の曲名、歌手名、演奏者名、作詞・作曲者名等からの検索が可能となることを目指すべきであろう。

映像資料については、平成12年度に納本制度が改正¹され、それにもなつて構築された「映像資料入力システム」によりデータが蓄積されている。現在、当室にはそのシステムからデータを紙媒体で出力した「映像資料タイトル順目録」を検索用に提供している。しかし、所蔵数の増加に伴って、対応の変更も視野に入れる必要がある。

楽譜は書名からの検索であるが、曲名からの検索も可能となるように準備中である。そして、平成14年4月の機構改革に伴い、楽譜は資料の整理と提供が分離して、整理は書誌部に、提供は資料提供部²に、レファレンスは主題情報部にと、それぞれの部署で行うこととなる。

楽譜の著作権と図書館利用

音楽・映像資料室では、楽譜についてその所蔵の有無、貸出しの可否、複写サービスなど様々な質問を受ける。いわゆる楽譜にはいろいろな形式や様式のものがあり、楽器店などで扱っている一曲単位のピースやスコア、一般の書店で扱っている数曲をまとめて編集してある「図書」形態のものなどがある。当室が所蔵しているのはその内の後者のものがほとんどである。なお、これらの楽譜は図書館間貸出の対象外の資料となっている。

これらの楽譜についてのレファレンスもいろいろ寄せられる。例えば、「ラジオで聴いたあの曲の楽譜がほしい」「昔、母が歌っていたこんな曲」等々それぞれの状況で耳にしたことを手がかりに質問してくる。そして、楽譜については複写を希望するケースが多い。そこで、当室での利用者との対話は次のようになる。

「これ、複写できますか？」

「一曲の半分まではできます。」

「？ 一冊の？」

「いいえ、一曲のです。楽譜はそれぞれの曲目が一つの作品ですから、作品それぞれに著作権があります。図書館の楽譜が無制限に複写されてしまうと著作者の権利が侵害され、出版文化の衰退を招くことになってしまうので、著作権法では図書館で複写できる範囲を制約しているのです。法の規定³では、作品の一部分となっており、当館では作品の半分までです。」

このように楽譜を複写利用する場合には、ほとんどがこれに類する案内に終始する。そして半分以上の人がげげんな顔をし、それから著作権の意味を理解して、その後で「どうしようか」ということになる。

「スコア」のように一曲で一単位になっていると比較的わかりやすいのだが、「図書」の形態のものの場合、「著作権の対象が個々の曲にある」という認識がほとんど無い。そのうえ、多くの場合、一般図書は一冊の半分以内は複写できる、ということになっているので、利用者にしてみれば混乱が生じても無理はない。

また、複写作業現場では数多くの複写申し込みを短時間に処理するために、一ページの中の一部を限定して覆って複写するような例外的な作業が現状ではできない。そのようなことから作品のすべてが一ページで完結してしまう曲（歌謡曲など）は、ほとんど複写サービスの対象外となってしまう、利用者の理解を難しくしている。

来館者に対しては口頭で十分に説明もできるし、複写できない部分についても手書きで写すことは可能なので、なんとかその目的を達成することができる。しかし、郵送によるレファレンスとなるときびしいことになる。「所蔵なし」の場合にはいずれにせよ複写は不可能であるが、該当する曲目が収載されている楽譜は資料として所蔵していながら、一ページものだと複写もできない。このような場合には事情を記してお断りすることになり、すっきりしない結果になる。そして、事情を説明しても理解されずに気分を害され、憤慨し、あるい

は投書に至ることもある。楽譜の複写については、このように図書館サービスの限界ともいえる状況であり、今後も有効な解決方法の検討が続けられることを希望する次第である。

過去50年にわたり当館では音盤資料の収集に努めてきた。この音盤資料は戦後の音楽資料として最大のコレクションともいえる。音盤資料は著作権上で非常にデリケートな問題があるが、音盤に附属しているジャケットなどに掲載されている歌詞については音盤とは別の資料価値を見出せないであろうか。日本の「うた」の歴史は万葉集から始まり、多くの勅撰和歌集が編纂されてきた。これら勅撰集の語彙や語句の検索には『新編国歌大観』が編集されており、また、CD-ROM版も作製され、「うた」の言葉の研究には欠かせない基本資料となっている。著作権法上の制限もあるが、当館で所蔵している音盤に附属したジャケットなどに掲載されている歌詞をデータベース化することにより、戦後の日本の「うた」文化に寄与する基本的資料にもなりえる。また、現在、合理的な検索手段のない歌謡曲や民謡の語彙や語句から曲名を検索することも可能となる。このようなデータベースが構築できたらたいへん喜ばしいことである。

平成14年3月記

(特別資料課 音楽・映像資料室

ほんじょう ひさよ・いいだ しんいち)

1 納本制度改正

国立国会図書館への納本対象資料にパッケージ系電子出版物が新たに加わった。パッケージ系電子出版物とは「有形の媒体に情報を固定した電子出版物」のことであり、CD-ROM、DVD、FD等が該当する。

2 提供は資料提供部

楽譜の所管は平成14年4月1日、旧特別資料課音楽・映像資料室から図書課へ移った。

3 著作権法の規定

著作権法第31条（図書館等における複製）

（前略）

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（略）の複製物を一人につき一部提供する場合

（後略）

とあり、当館では楽譜・歌詞については一曲を一著作物と見做し、その半分以上の複写の申込みを受け付けている。